

第 2 9 回 定 例 総 会  
議 事 録

期 日

令和7年12月15日開会

令和7年12月15日閉会

米沢市農業委員会

令和7年12月15日（月）午前9時28分 米沢市農業委員会第29回定例総会をJA山形おきたま米沢支店第1会議室に招集した。

出席委員（18名）

1番 小関善隆 委員	8番 樋渡由美 委員	14番 佐藤利夫 委員
2番 我彦正福 委員	9番 高山吉典 委員	15番 長谷部吉雄 委員
3番 山王堂民榮 委員	10番 遠藤伊一 委員	16番 相田市三郎 委員
5番 宮崎雅文 委員	11番 小関敏弘 委員	17番 伊藤俊浩 委員
6番 木村彰博 委員	12番 橋本政美 委員	18番 鈴木晃子 委員
7番 鈴木和義 委員	13番 古畑功一 委員	19番 桐澤林右衛門 委員

欠席通告委員（1名）

4番 佐藤政和 委員

遅刻通告委員（なし）

農業委員以外の出席者（2名）

農業振興課

主 任	伊藤文昭
主 任	遠藤貴史

会議に出席した事務局職員（7名）

事務局 長	相田悦志
事務局 長補佐兼農地主査	宮原 功
農政振興 主査	高世 琢
主 査	丸田 淳
主 査	瀧口圭史
主 任	片山紀子
主 任	須貝祐太

## 会議に付議した事項

### 1. 提出議題

- |      |                         |
|------|-------------------------|
| 報第1号 | 遊休農地に係る農地パトロールの結果報告について |
| 報第2号 | 農地法等に係る農地パトロールの結果報告について |
| 報第3号 | 非農地証明の報告について            |
| 報第4号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について  |
| 議第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について    |
| 議第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について    |
| 議第3号 | 農用地利用集積等促進計画（案）について     |
| 議第4号 | 米沢農業振興地域整備計画の変更について     |

### 2. その他

- ・米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準の一部改正について
- ・米沢市農業新規参入促進報奨金の支給に関する要項の一部改正について

開 会 午前9時28分

**高世主査** これより第29回米沢市農業委員会定例総会を開会いたします。  
初めに、「農業委員会憲章」の唱和を11番 小関敏弘委員のご発声にて  
よろしく願いいたします。

(唱和)

**高世主査** それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。  
**会 長** おはようございます。

あいにくの雨が降って、天気予報によるとこれから12月は春のように暖かいそうであります。大雪は不作らしいと昔から言われていますが、山には雪がいっぱい降ってもらいたい。しかし平地にはあまり降ってほしくないなと思っています。あまり異常気象ではない天候だといいなと思ったところです。

11月26日・27日と全国農業委員会会長代表者集会がありました。山形県農業委員会大会で決定した決議文を、県選出の国会議員の方に要請してきました。衆議院の山形選挙区は定員3人ですが、比例で2人の方が就任し、5人の衆議院議員が誕生しました。議員が多くなったということで声が届くのではないかと、新しくなった議員の方々が言うておりました。要請活動の際に、国会議員の考えについても、意見交換をしたということでもあります。農林水産大臣の鈴木憲和大臣については、意見交換では米の調整の話をしていたようです。石破さんの話もちよっとして、何か後ろから鉄砲を撃つような感じで、ちよっとあれはないなということを書いていたようです。そして27日には、農林水産大臣の大臣室へ表敬訪問し、置賜地区の会長と共に要請と意見交換をしてきました。

J Aの追加払いが1月にあるということでしたが、時期も値段についても検討させてくれということで、決まったら通知するということです。今、市場価格が下がっていて、3万円を切るような米もあるということで、予想としては値段がだんだん下がってくるのではないかなと思っています。来年度の値段がどのくらい下がるか分かりませんが、暴落しないようにと思ったところでございます。

師走ということで、何かとお忙しいと思いますけれども、よろしく願いをしたいと思えます。

以上であります。

**高世主査** ありがとうございます。

それでは、議事に移りますが、総会の議長は米沢市農業委員会会議規則第4条の規定により会長が務めることになっておりますので、会長に議事の進

行をお願いいたします。

議 長

それでは、議事の進行をさせていただきます。

本日の出席委員は18名であります。欠席通告は、4番 佐藤政和委員であります。よって、本日開催の米沢市農業委員会第29回定例総会は成立をいたしました。

今回の議事録署名委員には、5番 宮崎雅文委員、6番 木村彰博委員を指名いたします。

続いて、審議に入りますが、議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

高世主査

(挙手)

議 長

高世主査。

高世主査

議案の訂正はございません。

議 長

ないようなので、議事を進めます。

初めに、報第1号 遊休農地に係る農地パトロールの結果報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査

(挙手)

議 長

瀧口主査。

瀧口主査

報第1号 遊休農地に係る農地パトロールの結果報告について。1番の前年度の意向調査の結果を受けての遊休農地の状況についてですが、対象農地は、昨年度のパトロール結果を受けて遊休農地対策委員会にて新規の遊休農地としたものになります。これらの農地の所有者に意向調査を行った結果及び今年度改めてパトロールを実施した結果について記載しております。

遊休農地の解消に向けた活動について、意向調査や非農地判断等の対応を含めて、遊休農地対策委員会で協議いただきながら対応していきたいと考えております。

2番の遊休農地（新規確認分）についてですが、こちらについては今年度のパトロール結果を基に、遊休農地対策委員会にて新規発生分として確認を受けたものになります。この対象農地について、現在意向調査を行っております。

以上、よろしく申し上げます。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員

なし。

議 長

ないので、以上で報第1号 遊休農地に係る農地パトロールの結果報告について、を終わります。

次に、報第2号 農地法等に係る農地パトロールの結果報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原補佐 (挙手)  
議 長 宮原補佐。  
宮原補佐 報第2号 農地法等に係る農地パトロールの結果報告について、は番号順  
に各担当からの報告といたしますので、よろしくお願いたします。  
議 長 それでは、順番に報告を願います。なお、意見並びに質問は報告後に一括  
して願いたします。  
丸田主査 (挙手)  
議 長 丸田主査。  
丸田主査 1、農地法第3条について。パトロールの対象地は計14件となります。  
地名及び土地の表示につきましては、記載のとおりとなります。結果、耕作  
状況は、おおむね適正に管理、耕作されておりました。  
以上、ご報告いたします。  
瀧口主査 (挙手)  
議 長 瀧口主査。  
瀧口主査 私からは、2番の農地法第4条・5条について報告いたします。パトロー  
ル箇所、事業の状況等については、議案書記載のとおりです。事業完了した  
ものについては、転用目的のとおりに事業が行われております。また、未着  
工のもの等につきましては、引き続き定期的な状況報告書の提出を促してい  
きます。  
以上でございます。  
須貝主任 (挙手)  
議 長 須貝主任。  
須貝主任 3、農用地利用集積計画について。対象地、氏名、代表地番については、  
記載のとおりです。全て耕作状況としては耕作されておりました。  
以上、ご報告です。  
議 長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありますか。  
全 委 員 なし。  
議 長 ないので、以上で報第2号 農地法等に係る農地パトロールの結果報告に  
ついて、を終わります。  
次に、報第3号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案  
の内容について、事務局の説明を求めます。  
瀧口主査 (挙手)  
議 長 瀧口主査。  
瀧口主査 報第3号 非農地証明の報告について。次のとおり、農地及び採草放牧地  
のいずれでもないことを証明しましたので報告します。  
受理番号30号から32号の計3件で、証明しました地目別の筆数及び地

積は、田2筆 603.00㎡、畑1筆 127.00㎡、合計3筆 730.00㎡です。

受理番号30号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。利用状況は、平成15年頃から住宅敷地として利用しているものです。

受理番号31号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から雑種地への転用です。利用状況は、平成10年頃から住宅敷地として利用しているものです。

受理番号32号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。利用状況は、平成11年頃から住宅敷地として利用しているものです。

以上、よろしくお願ひします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、以上で報第3号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査  
議 長  
丸田主査

(挙手)

丸田主査。

報第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知がありましたので、委員会に報告いたします。

受理番号19号から31号の計13件となります。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田37筆 61,749.00㎡、畑2筆 673.00㎡、合計39筆 62,422.00㎡です。

受理番号19号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号20号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号21号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号22号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号23号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号24号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号25号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、転貸人 ○○○○、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号26号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号27号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号28号 渡人 ○○○○ 相続人代表 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号29号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号30号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号31号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

なし。

ないので、以上で報第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

1 5 番  
議 長  
1 5 番

(長谷部吉雄委員 挙手)

15番 長谷部委員。

15番 長谷部です。57号に自分の議案がありますので、一時退席します。

(長谷部吉雄委員 退室)

議 長

それでは、先に受理番号57号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査  
議 長  
丸田主査

(挙手)

丸田主査。

議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、のうち受理番号57号について説明します。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました

筆数及び地積は、田のみ2筆 3, 031. 00㎡です。

受理番号57号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。  
1 4 番 (佐藤利夫委員 挙手)

議 長 佐藤利夫委員。

1 4 番 14番 佐藤です。57号につきまして、調査結果を報告します。所在地並びに所有者につきましては、ただいま説明のあったとおりです。以前から、相対で○○さんと長谷部委員の間で賃貸借契約を結んでおりました。そして今回、その契約を農地法第3条に基づき再締結するという案件です。特に問題はないかと思しますので、皆様のご審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長 それでは、ただいまの受理番号57号について、意見並びに質問はありませんか。

全 委 員 なし。

議 長 ないので、受理番号57号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、の受理番号57号は議案書のとおり許可することに決定いたしました。  
(長谷部吉雄委員 入室)

議 長 それでは、ただいまの受理番号57号を除く受理番号45号から61号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

丸田主査 (挙手)

議 長 丸田主査。

丸田主査 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議いたします。

受理番号57号を除く45号から61号の計16件です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりとなります。申請のありました筆数及び地積は、田48筆 55, 655. 00㎡、畑13筆 3, 883. 00㎡、合計61筆 59, 538. 00㎡です。

受理番号45号 渡人 ○○○○ 外2名(○○○○・○○○○)、受人△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号46号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積に

つきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号47号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号48号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による贈与です。

受理番号49号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号50号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号51号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号52号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号53号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号54号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号55号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号56号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号58号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による交換です。

受理番号59号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による交換です。

受理番号60号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号61号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長  
7 番  
議 長  
7 番

この件について調査された委員は、調査結果を報告してください。

(鈴木和義委員 挙手)

7番。

7番 鈴木です。私から受理番号45号並びに受理番号61号の2件について報告します。

初めに、受理番号45号についてですが、所在地、受人、渡人は議案書の

とおりになっています。受人の△△さんが渡人から受けた畑を、今後育苗用のハウスで利用するということでした。

続きまして、受理番号61号。所在地並びに受人、渡人については議案書のとおりとなっています。〇〇、△△さんに電話並びに訪問にて確認しまして、現在△△さんの耕作する隣の水田の売買ということで、何も問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長  
1 6 番  
議 長  
1 6 番

46号について。  
(相田市三郎委員 挙手)

相田委員。

16番の相田です。議第1号、受理番号46号、47号について調査結果を報告します。売買による申請であります。所在、地番等は議案書記載のとおりです。

申請地はフルーツ道路のほぼ中間の東側のところにあります。この46号の案件は、渡人の〇〇〇〇さんより2年前から相談されており、受人の△△△△さんのお父さんをお願いしていた案件であります。今回、息子の△△さんが買ってくれることになりました。△△さんは集落営農をしており、また50歳と若いので、問題ないと思います。

47号は、フルーツ道路で分断された農地で、フルーツ道路の西側にあり、△△△△さんの農地と隣接しており、私がお願いして買っていただいた案件であります。△△さんも家の周りの農地もきれいに管理しており、問題ないと思います。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長  
3 番  
議 長  
3 番

続いて、48号。  
(山王堂民榮委員 挙手)

山王堂委員。

3番 山王堂です。受理番号48号について調査結果を報告します。詳細は議案書記載のとおりです。贈与による所有権移転の申請です。申請場所は興譲館高校のテニスコートの南側に位置しています。調査は12月1日にソバ刈りに行ったときに相談を受けまして、現地を見ました。渡人はおじで、20年前に△△に移住してしまっていて、おいに贈与したいということです。受人はソバを作っていて、あとは栗も次々と交種をしていました。新しい栗の木も見受けられました。まだまだ農業を続けたいということでもあります。許可相当と判断しましたので、ご審議よろしくお願いいいたします。

議 長  
1 0 番  
議 長

続いて、49号。  
(遠藤伊一委員 挙手)  
10番 遠藤委員。

1 0 番

10番 遠藤です。私から49号、53号、58号、59号の4件について調査結果を報告します。

最初に49号から説明します。申請人、土地の表示等の詳細は議案書のとおりであります。申請地は上郷の〇〇の東側になります。△△△△さんのお住まいの南側に〇〇さんの住宅があります。譲渡人のお父さんが亡くなり、息子さんが相続された土地、畑を近所の△△△△さんに買ってもらいたいという案件でありまして、問題はないと思います。購入後は、畑作をやりたいということでありました。ご審議よろしくお願ひいたします。

53号であります。申請人、土地の表示等の詳細は議案書記載のとおりであります。これは△△△△さんが先ほどの49号と同じく、今は稲作をしている〇〇さんの農地を購入したいという案件であります。申請地は、〇〇の東側に位置しております。△△さんは近所の農地を作付しており、問題はないと思います。

続いて58号であります。申請人、土地の表示等の詳細は議案書のとおりです。58号と59号と併せてお話し申し上げますが、58号が〇〇〇〇さんから△△△△、59号が△△△△から〇〇〇〇さんとなっております。〇〇さんの耕作土地を集約したいというお話がありまして、△△△△と交換をして所有権の移転をしたいという案件であります。集約化ということで労働力の最適な条件ということで進んでおる農家でありますので、問題ないと思っています。あと、この土地の交換については、私も調査しましたが、油井利明推進委員と共に現場を見ながら調査してきました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

続いて、50号。

1 6 番

(相田市三郎委員 挙手)

議 長

相田委員。

1 6 番

16番の相田です。議第1号、受理番号50号と52号について調査結果を報告いたします。賃貸借の申請であります。所在、地番等は議案書記載のとおりです。申請地は、借人の△△△△さんの牛舎があり、その周りの農地であります。11月26日に訪問して話を聞いてきました。

50号は、貸人の〇〇〇〇さんが今年貸していた人から返され、私に相談がありましたので、これを△△△△さんにお願ひした案件であります。

52号は、賃貸が10年たって今年で契約が切れましたので、今回また10年間賃貸する申請であります。△△△△さんは集落営農をしており、まだ40代で若いので問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長

続いて、51号。

- 1 5 番 (長谷部吉雄委員 挙手)  
議 長 1 5 番 長谷部委員。
- 1 5 番 1 5 番 長谷部です。5 1号について調査報告します。詳細は記載のとおりです。場所は西藤泉の下台の堤防端になります。〇〇〇〇さんが高齢のため、亡くなる前に処分をしたいということで、新藤広一推進委員のあっせんがありました。今はやぶになっていて何も耕作できない状態でしたが、△△△△さんをお願いをして売買をしてもらいました。特に問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願ひします。
- 議 長 続いて、5 4号。
- 1 5 番 (長谷部吉雄委員 挙手)  
議 長 1 5 番 長谷部委員。
- 1 5 番 続きまして、5 4号、5 5号、5 6号についてですが、△△△△さんと〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの契約でしたが、今まで相対でしていたため、今度は農地法第3条で賃貸を結びたいという案件です。特に問題はないと思いますので、ご審議のほうよろしくお願ひします。
- 以上です。
- 議 長 続いて、6 0号。  
9 番 (高山吉典委員 挙手)  
議 長 9 番 高山委員。
- 9 番 9 番 高山です。受理番号6 0号について説明します。1 1月2 7日、売手の〇〇〇〇さんとは電話で、買手の△△△△さんとはお会いして調査しました。数年前まで△△△△さんが耕作されておりましたが、その後、農地が返還されました。〇〇〇〇さんは農業をされない意向で、農地の売却をご希望されておりましたので、以前の耕作者である△△△△さんに購入していただく運びとなりました。現在は少し荒れている状態にはなっていますが、野菜を作る予定だということでした。問題ないかと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひします。
- 議 長 それでは、受理番号5 7号を除く受理番号4 5号から6 1号について、意見並びに質問はありませんか。
- 全 委 員 なし。
- 議 長 ないので、受理番号5 7号を除く受理番号4 5号から6 1号について、許可することに異議ありませんか。
- 全 委 員 異議なし。
- 議 長 異議がないので、議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、受理番号5 7号を除く受理番号4 5号から6 1号は議案書のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。議題の内容について、事務局の説明を求めます。

瀧口主査  
議 長  
瀧口主査

(挙手)

瀧口主査。

議第2号 農地法第5条の規定による許可申請について。次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、その可否を求めるため委員会に付議します。

受理番号21号から22号の計2件で、申請がありました地目別の筆数及び地積は、畑のみ2筆 876.00㎡です。

受理番号21号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ 外1名、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、一般住宅の建設のためです。こちらは1種3種に該当しない小集団の農地の第2種農地です。

受理番号22号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は、一般住宅の建設のためです。こちらは集落接続の第1種農地です。

以上、ご審議よろしくお願ひします。

議 長  
7 番  
議 長  
7 番

この件について調査された委員は、調査結果について報告を願ひます。

それでは、受理番号21号から22号を上程いたします。

(鈴木和義委員 挙手)

7番 鈴木委員。

7番 鈴木です。受理番号21号について報告します。所在地並びに受人、渡人は議案書のとおりとなっています。現地確認したところ、現在は更地ということで、事前着工等もなく、また担当行政書士にも電話での確認をさせていただき、何も問題ないかと思ひますので、よろしくお願ひします。

議 長  
2 番  
議 長  
2 番

続いて、22号。

(我彦正福委員 挙手)

2番 我彦委員。

2番 我彦です。受理番号22号について調査結果を報告します。所在地番、面積は議案書記載のとおりです。申請地は、ひばりが丘幼稚園の南側になります。12月3日に渡人の○○○○さん宅に伺ってお話を聞きました。受人の△△△△さんと○○○○さんは姉妹で、△△△△さんの実家である○○○○さんの家の脇に土地を借りて住宅と車庫を建てたいということでした。事前着工もなく問題ないと思ひますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

議 長

それでは、ただいまの受理番号21号から22号について、意見並びに質

問はありませんか。

全委員  
議長

なし。

ないので、受理番号21号から22号について、許可することに異議ありませんか。

全委員  
議長

異議なし。

異議がないので、議第2号 農地法第5条の規定による許可申請については議案書のとおり許可することに決定をいたしました。

次に、議第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について、を議題といたします。議題の内容について、事務局の説明を求めます。

須貝主任  
議長  
須貝主任

（挙手）

須貝主任。

議第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（案）について意見を聴くため、委員会に付議いたします。

受理番号1号から27号の計27件です。内訳はいずれも貸借権の設定です。申請人及び土地の表示等については記載のとおりです。申請のありました筆数及び地積は、田のみ66筆 102,370.00㎡、合計も同様です。

受理番号1号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号2号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。

受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と詳細につきましては記載のとおりです。本件は貸借権の設定です。



なお、本件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 　　ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 　　なし。

議長 　　ないので、受理番号1号から27号について、議案書のとおり決定することに異議ありませんか。

全委員 　　異議なし。

議長 　　異議がないので、議第3号 農用地利用集積等促進計画（案）については議案書のとおり決定をいたしました。

次に、議第4号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原補佐 　　（挙手）

議長 　　宮原補佐。

宮原補佐 　　議第4号 米沢農業振興地域整備計画の変更については、本日、提出者であります米沢市より農業振興課職員の出席がありますので、担当課職員がご説明を申し上げます。

遠藤主任 　　（挙手）

議長 　　遠藤主任。

遠藤主任 　　農業振興課の遠藤です。私から議第4号 米沢農業振興地域整備計画の変更について、受理番号1号及び2号についてご説明申し上げます。

初めに、受理番号1号についてご説明申し上げます。本件につきましては、広幡コミュニティセンターの整備に伴います農用地区域からの除外申請です。申請地は広幡町沖仲の2筆です。現況地目は宅地で、除外要望面積は3,509.00㎡です。申請地は都市計画区域外、周辺地域の農業関連事業の投資はございません。また、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の目標地図におきまして耕作者が位置づけられている土地ではないため、地域計画の変更は不要です。

なお、広幡コミュニティセンターにつきましては既に整備工事が開始されておりますが、本件につきましては地域振興上の必要性が高いと認められる施設に該当するため、開発行為の許可が不要であり、また土地収用法によって収用されるものですので、農地転用の許可も不要であることから、農用地区域から除外せずに施設を整備することが可能となっております。また、この場合、施設を整備中または整備後に、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地でなくなったとして農用地区域から除外することとされているため、今回除外手続を進めるものです。

引き続き、受理番号2号についてご説明申し上げます。受理番号2号につきましては、株式会社〇〇〇〇からの除外申請となります。申請者は太陽光発電システム関連の事業を営む者であり、太陽光発電設備の設置、系統用蓄電設備の設置に伴う農用地区域からの除外申請となります。申請地は万世町梓山の3筆です。現況地目は原野で、除外要望面積は4,286.00㎡です。申請地は都市計画区域外、周辺地域の農業関連事業の投資はございません。また、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の目標地図において耕作者が位置づけられている土地ではないため、地域計画の変更は不要です。

申請地につきましては、登記地目・現況地目ともに原野となっており、雑草が生い茂っている状況で、農地ではない状況となっております。そのため、集団的に存在する農地でないこと、また土地改良事業またはそれに準ずる事業の施行区域内の土地ではないことから、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項各号のいずれにも該当せず、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地ではないと判断できるため、県が定める変更協議に対する同意基準を満たしていると考えております。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。

それでは、受理番号1号から2号を上程いたします。

初めに、1号。

14番 (佐藤利夫委員 挙手)

議長 14番 佐藤利夫委員。

14番 14番 佐藤です。ただいまの受理番号1号につきまして説明します。担当から説明があったとおりで、今現在も整備工事をしているところですので、皆さんのご協議をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

議長 続いて、2号。

19番 (桐澤林右衛門委員 挙手)

議長 桐澤委員。

19番 19番 桐澤です。現地確認をしたところ、周りへの影響もなく、場所は栄光園の前の場所です。ほかの農地関係者に関しては問題ないと思ひますので、よろしくご審議のほどお願ひします。

議長 それでは、ただいまの調査結果の説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号1号から2号について、意見なしとすることで異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号1号から2号について、意見がなかった旨を米沢市長に回答することに決定をいたしました。

以上で1の提出議案についての審議は終了いたしました。

続いて、2のその他に移ります。

その他の1つ目、米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準の一部改正について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原補佐 (挙手)

議長 宮原補佐。

宮原補佐 米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準の一部改正について。米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準について、下記のとおり改正したいので委員会に付議いたします。

改正理由ですけれども、営農計画書の提出について、現行では経営面積が30アール以上の者を対象としていましたが、農地取得に係る審査の徹底を図るため、耕作を目的として新たに農地を取得しようとする全ての者から営農計画書等の提出を求めることとするものです。

改正内容については、記載のとおりです。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、議案書のとおり改正することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、米沢市農業委員会新規就農申請者取扱基準の一部改正について、は議案書のとおり改正することに決定をいたしました。

次に、その他の2つ目、米沢市農業新規参入促進報奨金の支給に関する要項の一部改正について、を議題といたします。議案の内容について、事務局の説明を求めます。

宮原補佐 (挙手)

議長 宮原補佐。

宮原補佐 米沢市農業新規参入促進報奨金の支給に関する要項の一部改正について。米沢市農業新規参入促進報奨金の支給に関する要項について、下記のとおり改正したいので委員会に付議いたします。

改正理由ですが、新規就農申請者取扱基準の一部改正に伴い、新規参入報奨金の交付要件に変更がないよう所要の改正を行うものです。

改正内容については、記載のとおりとなります。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、議案書のとおり改正することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、米沢市農業新規参入促進報奨金の支給に関する要項の一部改正について、は議案書のとおり改正することに決定をいたしました。

続いて、皆様から何かご発言等ございませんか。

全委員 なし。

議長 ないようですので、2のその他を終了し、以上で本日の第29回米沢市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会 午前10時12分

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

令和7年12月15日（月）

米沢市農業委員会

議長

小関 善隆

議事録署名委員

宮崎 雅文

議事録署名委員

木村 彰博